

平成29年第6回辰野町議会定例会会議録(15日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成29年6月12日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 会議事項

日程第1 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて

専決第13号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第16号 平成29年度辰野町一般会計補正予算(第1号)

日程第3 議案第18号 平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第4 請願についての委員長報告

日程第5 追加提出議案の審議について

議案第21号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約について

日程第6 議員提出議案の審議について

発議第1号 慎重な憲法論議を求める意見書の提出について

発議第2号 長野県辰野高等学校の存続を求める意見書の提出について

発議第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める

意見書の提出について

発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

日程第7 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島 範久	副町長	武居 保男
教育長	宮澤 和徳	総務課長	一ノ瀬 元広
まちづくり政策課長	山田 勝己	地方創生担当課長	加藤 恒男
住民税務課長	伊藤 公一	保健福祉課長	小澤 靖一
産業振興課長	一ノ瀬 敏樹	建設水道課長	西原 功
会計管理者	小野 耕一	こども課長	武井 庄治
生涯学習課長	原 照代	辰野病院事務長	今福 孝枝
社会福祉協議会事務局長	赤羽 昇		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽 裕治
議会事務局庶務係長	田中 香織

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番	熊谷 久司
議席 第4番	山寺 はる美

9. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、第6回定例会第15日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第13号、

専決処分承認を求めることについて。専決第13号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（垣内）

それでは報告いたします。本定例会初日、当福祉教育常任委員会に付託されました議案について、6月7日、町長、教育長、こども課長、担当係長、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、報告いたします。付託された事件は議案第13号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分承認を求めることについてであります。委員会冒頭、教育長、こども課長、担当係長から子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正したので、議会の承認を求める旨の説明がありました。委員からの「上位法が変われば自治体として条例化しなくてはならないものと、国の定めた枠組みの中で既存の規則を変えるものと2種類あると思うが、今回の改正は後者に当たると考えてよいか」との質問に、担当課長から「上位法は3月に改正されているので自治体としては、それまでの条例を変えるか、新たな規則、決まりごとを作るか2つの方法がある。今回の国の措置について辰野町では既に保育料については国の基準以下としている。今回の改正に合わせてプラスアルファの措置も可能ではあるが複雑になるのでしない」との説明がありました。更に「階層区分は国の法律に基づいているが、金額保育料については町独自に決めていると解釈してよいか」との問いに、こども課長、担当係長からは「国による保護者の所得階層区分は8階層だが、町は更に細分化し、保育料も国の基準より低くなるように階層区分を設けている」との説明がありました。また「対象家庭と時期について」の質問に対し、11件について4月に遡って還付する旨の説明がありました。委員全員、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと

決しました。審査結果は以上であります。全議員の賛同をいただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第2、議案第16号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。日程第3、議案第18号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、

討論を行います。ありませんか。

○堀内（13番）

歳出の10ページをご覧いただきたいと思います。在宅看護の関係の介護連携推進事業という形で載っておりますけれども、これからは在宅医療と介護の連携というのは非常に重要な要素になるであろうと思います。そんな形で今回、情報共有ツールという形の状況になってますけれども、これの内容と同時にですね、これは確かインターネットを使っての情報をを行うっていう形だったと思いますが、どのような方法で行うのかって形と同時にですね、事例があったら事例を挙げて、こういう形にやりますよっていう形と同時に、この情報は、扱いはどうされるのか、あるいは公開されるのか、されないのか、非常に個人情報も含めて重要なことになるといいますので、そこらへんの見解をお尋ねいたしたいと思います。

○保健福祉課長

今回、お願いしました医療・介護関係者の情報共有ツールでございますが、内容は在宅医療、それから介護連携推進のために主治医や訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパーなど他職種間でインターネットを介して在宅療養者の情報を共有できるシステムを使用するものであります。個人情報につきましてはあらかじめこのシステムに登録できるものを登録しましてIDですとか、パスワードにて管理をいたします。使用方法でありますけれども、今は電話等、あるいはファックス等で情報のやりとりをしているものがございますが、一番この中で有効だと思われるものは在宅療養者の写真データ等をすぐに共有できるというところが、例えばあると思います。主治医の所見によりましてこの在宅療養者に関係する、それぞれの担当者がその場に即したサービスの提供を考えることができるものでございます。以上です。

○堀内（13番）

そうしますと、これを主管して行うとこの場所はどこでしょうか。

○保健福祉課長

データの管理等は町の地域包括支援センターで行います。以上です。

○議 長

そのほか、ございませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。日程第4、請願についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、請願第8号、慎重な憲法論議を求める請願について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（熊谷）

本定例会初日に当委員会に付託されました、請願第8号についての審査結果を報告いたします。6月7日、午前9時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。請願第8号、慎重な憲法論議を求める請願について。審査の冒頭、委員会が収集しました日本国憲法及び憲法審査会に関する資料を用いて、その内容の確認がなされました。審査における意見は、(1)「慎重な論議を求めるものであり、憲法改正の賛成・反対を問うものではない。慎重な論議は必要であるので採択に賛成する」(2)「拙速な憲法改正は行わないというのが世論にあっている。もっと国民レベルでの議論を深めるべきであるので、賛成する」(3)「憲法改正自体は必要な部分があると考え

ているが、それには十分な議論も必要とも考えているので賛成する」(4)「基本的には賛成である。特に日本国憲法の上位に日米地位協定が存在する問題と、憲法第9条の2項を残したまま自衛隊が存在することについて慎重な議論を要する」(5)「慎重な憲法論議を求めることに対して反対はしないが、請願趣旨の文面で『世論調査では憲法改正を求める意見が減少傾向にある』としている部分が、実態に合っていない」以上の意見が出され採決の結果、全会一致で採択すべきと決しました。別途意見書を発議しますので、ご賛同をお願いいたします。請願1件の委員会審査結果は以上のとおりでございます。

○議長

質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより請願第8号、慎重な憲法論議を求める請願を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。続いて福祉教育常任委員会へ付託となりました、請願第5号、地域とともに歩む辰野高校の存続を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願。請願第6号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。請願第7号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書。以上3件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(垣内)

報告いたします。本定例会初日、当福祉教育常任委員会に付託されました請願3件について、6月7日委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、委員

会の審査内容に沿って報告いたします。請願第5号、地域とともに歩む辰野高校の存続を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願。提出者は辰野高等学校同窓会会長赤羽一敏氏、長野県高等学校教職員組合辰野高校職員代表兼山友輝氏、紹介議員向山光議員、宮下敏夫議員、瀬戸純議員であります。請願の趣旨は、本年3月、県教委は「高校フロントランナー改革 学びの改革 基本構想」を公表し、その中で地域の特性を活かした高校づくりを進めるために異なる基準を設け、1学年6学級以上で8学級規模の「都市部存立校」と1学年3学級以上の「中山間地存立校」とに大別しています。更に、「中山間地存立校」にあつては在籍生徒数が120人以下の状態、もしくは、在籍生徒数が160人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2年連続した場合は、再編対象とする旨の方針を示しました。辰野高校は大正2年4月「伊北農蚕学校」として開校以来、地域の産業の発展に合わせ進展を遂げてきた、創立100周年を超える歴史と伝統ある高校であり、辰野町にとって大切ななくてはならない高校であるとし、今後も地域の産業、町の活性化のため県知事、教育長に対し、存続を求める意見書を提出して欲しいというものです。審査の中で、県教委が再編の判断材料として示した「学びの改革 基本構想」が、高校教育の手法、中身の未来像にも言及する高度かつ深い内容の構想であり、存続に向けての道筋を見出すためにも、早急に委員会として精査、分析が必要としながらも、本請願には賛成すべきとの意見が多く出されました。主な意見としては(1)「意見書では、中山間地存立校と分類される前提で書かれているが、果たして県教委はどう辰高を捉えているか、早急に情報収集、議論・分析が必要」(2)「中山間地存立校が再編対象になる要件の一つに『地元中学卒業生の過半数が入学していない状態が2年連続した場合』とある。なぜ辰野中学卒業生の2割程度しか地元高校へ進学しないのか、辰高に魅力がないのか、他に理由があるのか、あるとすれば何か、議論が必要」(3)「『学びの改革 基本構想』については議会全体として県教委の方針を得るための取り組みが必要である」等がありました。審査の結果、委員全員一致で採択とし、意見書を提出すべきものと決しました。請

願第 6 号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。提出者は、辰野町立学校教職員組合代表者大脇創也氏、紹介議員向山光議員であります。請願の趣旨は、長野県では2013年に30人規模学級が中学校 3 年生まで拡大されていますが、義務教育標準法の裏付けがないため、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に対しての配置に課題も多く残されています。また複式学級の解消に向けても地方自治体の財政的負担が増大しています。少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であり、厳しい財政状況のなかで地方自治体に負担を強いることなく、国の責任において早急に実施する必要があります。以上の理由から義務教育標準法の改訂を伴う、教職員定数改善計画の策定と実行を強く要請するとともに、教育条件整備を強力に進めるよう意見書を提出してほしいとする内容です。審査の中で、(1)「毎年同時期に出されている請願であり、一事不再議に当るのではないか」との意見が出されましたが、「同一議会においての再議ではないので問題はない。また、請願であれば必ず受け付ける事になっているので、審議しない理由はない」との合意を得ました。そのほか、(2)「現在長野県では30人規模学級の運用となっているものの義務教育標準法の裏付けがなく課題が多い。国の責任で進めるべきであり、全国に広めるためにも実現されるまで続けるべき」(3)「複式学級においても各自治体独自で対応しており、加配により財政負担が重くなっている。また国と県の定数の差を是正すべきである。県下小学校における複式学級の現状については調査が必要」等の意見が出されました。審査の結果、委員全員一致で採択とし意見書を提出すべきものと決しました。

請願第 7 号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書。提出者は、辰野町立学校教職員組合代表者大脇創也氏、紹介議員向山光議員であります。請願の趣旨は、義務教育費国庫負担制度が成立し、教育の機会均等や教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。しかし2006年に三位一体改革のなかで、費用の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状態が続いています。国庫負担率を2分の1へ再び戻し、教育水準の維持・向上を図り、県や市町

村の財政状況による教育格差が広がらないよう制度の堅持・拡充を求める意見書を提出してほしいとする内容です。審査の中で、(1)「地方交付税の中から町はどれだけの義務教育費を払っているか不明。教育費国庫負担制度から一般財源化され、更に2分の1から3分の1に引き下げられたため交付金の中にどれだけ義務教育費が含まれているか、分かりにくくなっている」等の意見がありました。審査の結果、委員全員一致で採択とし意見書を提出すべきものと決しました。以上、委員会における、請願審査3件の審査結果は全て採択とし、意見書提出すべきものと決しました。ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上、委員長報告といたします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、請願第5号、地域とともに歩む辰野高校の存続を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願について。質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより請願第5号、地域とともに歩む辰野高校の存続を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。次に請願第6号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより請願第6号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。次に、請願第7号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより請願第7号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。日程第5、追加提出議案の審議について。議案第21号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第21号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては平成29年6月5日一般競争入札に付した結果、落札者が決定いたしましたので請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第

2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事。契約の方法は一般競争入札、契約金額は9,266万4,000円。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字小野1249番地の1、小野工業株式会社でございます。なお、一般競争入札の応札者は4者でありました。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

それでは事業の内容についてご説明させていただきたいと思っております。当初ですね94メートルの工事区間でございましたが、国の予算が要望額に対して56%の予算付きでございます。9,520万円の予算が付いたわけなんですけど、その中で発注させていただいております。それで、今回の工事の内容ですが、現在崩れて、路肩の所が崩れております。その箇所を中心に延長44メートル。ですから前後25メートルずつですね次年度へ要望させていただいて工事については次年度へ送りますが、今年度は44メートルについてエッジ工を打ち込みまして、そこにデッキプレートを差し込んでアンカーで岩の方へもむというような形の事業でございます。そんな形でまずは、現在崩れています路肩部分をとにかく修復させていただいて、そして来年以降前後の部分と山側のネットフェンスを施工する予定でございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○向山（2番）

今の説明ですと、ずいぶん残ってしまう。で、来年度以降実施ということなんですけど、この来年度以降についても今年度同様、社会資本整備総合交付金事業で取り組むという考えでよろしいでしょうか。

○建設水道課長

はい、ご指摘のとおり社会資本で要望していくつもりでございます。よろしくお

願います。

○議 長

ありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第21号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約については、原案のとおり可決されました。日程第6、議員提出議案の審議について。発議第1号、慎重な憲法論議を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、慎重な憲法論議を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議

第2号、長野県辰野高等学校の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第2号、長野県辰野高等学校の存続を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13名)

○議長

起立多数です。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。次に、発議第3号、国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてを採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13名)

○議 長

起立多数です。よって発議第3号は、原案のとおり可決されました。次に、発議第4号、義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第4号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13名)

○議 長

起立多数です。よって発議第4号は、原案のとおり可決されました。日程第7、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規程により各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶

撈を受けます。

○町 長

一昨日のほたる祭りの開幕式、及び懇談会におきまして、皆さん方お揃いでご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。閉会にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。5月29日に開会いたしました第6回辰野町議会定例会にご提案いただきました21議案全てを原案どおり承認、可決いただき感謝を申し上げます。今議会、一般質問では医療や福祉、教育、人口減少、道路、観光などのほか、ウォーターパークやスマートインター、板沢最終処分場など多方面にわたる考えや対策についてご提案やご意見をいただきました。また、先ほど長野県辰野高等学校の存続を求める意見書の採択がありました。学びの改革実施方針はこの町の将来に重要なことであるので、役場にも総務課に窓口を設け同窓会などと協力し存続に向けて議員の皆様や町民の皆さま方の英知をお借りしながら取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。今回一般質問の答弁で、町長選挙に任期を全うして終わりにしたい旨、申し上げました。翌日、後援会、役員会を開催していただき、急な発言のご理解をいただきまして、皆様にご迷惑をおかけし、お詫び申し上げますとともに残任期間に対しましても、よろしくお願ひしたいと存じております。この10日から始まった第69回ほたる祭りは、主役のホタルと実行委員の皆様や関係皆様方のおかげで、ホタルの発生も多く、人も多く、盛況の出だしとなりました。このお祭りをきっかけに町の活性化が進みますようお願い申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これもちまして、5月29日に開会しました平成29年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。15日間の長丁場、大変ご苦労さまでした。

10．閉会の時期

6月12日 午後 2時 52分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 3 番

署名議員 4 番